

埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱

令和3年 7月5日決 裁
令和4年 3月8日一部改正
令和4年10月1日一部改正

(趣旨)

- 第1 県は、畜産物の輸出を更に拡大するため、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1183号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき事業を実施する畜産物輸出コンソーシアム（畜産物輸出コンソーシアムの設立が完了するまでの間における、畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとする者を含む。）及び畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会（畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会の設立が完了するまでの期間における、畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会を設立しようとするものを含む。）（以下「コンソーシアム等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に際しては、交付等要綱、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

- 第2 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。
- 2 別表の経費の欄に掲げる各経費の相互間における流用をしてはならない。

(交付の申請)

- 第3 規則第4条第1項の申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の提出期限は、知事が別に定め、コンソーシアム等に対して通知するものとする。
- 3 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、コンソーシアム等は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率

を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（添付書類の省略）

第4 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（軽微な変更）

第5 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（交付決定及び通知）

第6 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付決定を行うにあたっては、第3の第3項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第3の第3項のただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（事業の内容及び経費の配分の変更）

第7 コンソーシアム等は、前条により交付決定の通知を受けた後、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第5に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第5に規定する軽微な変更の場合を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

2 前項の知事の承認にあたっては、第6の規定を準用する。

(事業の中止又は廃止)

第8 コンソーシアム等は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の知事の承認にあたっては、第6の規定を準用する。

(概算払)

第9 知事は、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができる。

2 コンソーシアム等は、補助金の概算払を請求する場合には、別記様式第4号による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(事業遅延の届出)

第10 コンソーシアム等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11 コンソーシアム等は、交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において別記様式第6号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月20日までに知事に提出しなければならない。

2 コンソーシアム等は、遂行状況報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(実績報告)

第12 規則第13条の実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、3月18日とする。

3 コンソーシアム等は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

4 コンソーシアム等は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 規則第 14 条の補助金の額の確定通知書の様式は、別記様式第 9 号とする。

2 知事は、コンソーシアム等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延納金を徴するものとする。

(精算払)

第 14 コンソーシアム等は、補助金の精算払を受けようとするときは、別記様式第 10 号による補助金請求書を、補助金額確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

第 15 知事は、コンソーシアム等が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 知事は、第 1 項の規定による取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 13 第 3 項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 第 12 に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第 3 第 3 項又は第 12 第 4 項により減額したものについては、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記様式第 11 号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならない。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱)

第 17 知事は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用についてコンソーシアム等に対して検討を求めることができる。

2 コンソーシアム等は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第 12 第 1 項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。

3 コンソーシアム等は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第 16 に準じて知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

(額の再確定)

第 18 コンソーシアム等は、規則第 14 条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 12 第 1 項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第 14 条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 13 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の経理及び書類の保存)

第 19 コンソーシアム等は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 コンソーシアム等は、前項の証拠書類を補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 20 コンソーシアム等は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第 21 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 5 日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき補助金の交付を受けた者については、改正前の規定は、その効力を有する。

附則

- 1 この改正は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき補助金の交付を受けた者については、改正前の規定は、その効力を有する。

別表

補助対象経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
<p>畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業</p> <p>コンソーシアム等が交付等要綱及び実施要領に基づいて実施する事業に要する以下の経費</p> <p>1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営に要する経費</p> <p>2 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等に要する経費</p> <p>(1) 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組に要する経費</p> <p>(2) 鶏肉のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等に要する経費</p> <p>3 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成に要する経費</p> <p>4 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等に要する経費</p>	定額	—	<p>1 事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>2 事業費又は補助金の30%を超える減</p> <p>3 事業の追加、中止又は廃止</p>

(別記様式第1号)

年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
コンソーシアム等名
代表者氏名

年度において、年 月 日付け 第 号をもって事業実施計画承認があつた畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を実施したいので、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱第3の規定に基づき下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

別添「事業実施計画書」のとおり

(注) 承認を受けた事業実施計画書を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費 (A+B) 円	負担区分		備考
		県補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合計				

(注) 備考欄には仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額し

た金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度 予算額	昨年度 予算額	比較		備考
			増	△減	
1 県補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	昨年度 予算額	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
合計					

6 添付書類

(注) 以下の書類を添付すること。なお、事業計画書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。

- 1 定款、規約等
- 2 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- 3 その他知事が必要とする書類

(別記様式第2号)

年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額
- 2 支払方法
- 3 交付の条件
 - (1) コンソーシアム等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) コンソーシアム等は、交付要綱別表の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) コンソーシアム等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) コンソーシアム等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
 - (5) コンソーシアム等は、実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (6) コンソーシアム等は、実績報告書を提出するにあたって、海外付加価値税について還付を受けている場合は、これを補助金額から減額して報告し

なければならない。

- (7) コンソーシアム等は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (8) コンソーシアム等は、実績報告書を提出後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。
- (9) 知事は必要に応じて、補助事業に係る事項について調査・検査あるいは報告を求めることができる。

(別記様式第3号)

年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
変更(中止又は廃止)交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
コンソーシアム等名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった畜産物輸出
コンソーシアム推進対策事業について、下記の理由により別添のとおり変更(中
止又は廃止)したいので、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
交付要綱第7(8)の規定に基づき下記のとおり申請する。

記

変更(中止又は廃止)の理由

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付決定を受けた事業実施計画書の事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金変更承認申請書」を「埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱第7

の規定に基づき下記のとおり申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更
したいので、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱に基
づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

(別記様式第4号)

年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
概算払請求書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
コンソーシアム等名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった畜産物輸出
コンソーシアム推進対策事業について、下記のとおり概算払いにより支払われ
たく、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱第9の規
定に基づき請求する。

記

- 1 交付決定額
- 2 既受領額(概算払)
- 3 今回概算払請求額
- 4 差引残額
- 5 振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 口座種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義

(注) 口座名義にはふりがなを記載すること。

(別記様式第5号)

年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
遅延届出書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
コンソーシアム等名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった畜産物輸出
コンソーシアム推進対策事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了
しない/遂行が困難となった)ため、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策
事業補助金交付要綱第10の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由
- 2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日までに 完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
計						

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別記様式第6号)

年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
コンソーシアム等名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった畜産物輸出
コンソーシアム推進対策事業について、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進
対策事業補助金交付要綱第11の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告
する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年 月 日までに 完了したもの		年 月 日までに 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(別記様式第7号)

年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
実績報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
コンソーシアム等名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった畜産物輸出
コンソーシアム推進対策事業について、補助金交付決定通知の内容に従って実
施したので、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱第
12の規定に基づき実績を報告する。

記

1 事業の内容及び実績

(注) 1 事業の内容及び実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「交付申
請の内容と同等」と記載すること。

2 軽微な変更があった場合においては、「別添「事業実施計画書」のとおり」
と記載し、交付決定を受けた計画書に変更箇所を加筆修正したものを添付す
ること。

2 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合計				

(注) 備考欄には仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

3 事業完了年月日
年 月 日

4 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度 精算額	昨年度 精算額	比較		備考
			増	△減	
1 県補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	昨年度 精算額	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
合計					

5 添付書類

(注) 1 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、専門員等設置費、入札業務等実施費及び賃金を支出した場合には出勤簿及び業務日誌等の写しを添付すること。

2 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

(別記様式第8号)

年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
コンソーシアム等名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった畜産物輸出
コンソーシアム推進対策事業について、補助金交付決定通知の内容に従って実
施したので、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱第
12 第3項の規定に基づき実績を報告する。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予 定年月 日
	補助事業 に要する 経費(A)	県補助金	(A)のう ち年度内 支出済額	概算払受 入済額	(A)のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
〇〇〇〇							
〇〇〇〇							
年度内完了分							
〇〇〇〇							
合計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、専門員等設置費、入札業務等実施費及び賃金を支出した場合には出勤簿及び業務日誌等の写しを添付すること。

(別記様式第9号)

年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
額確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金については、下記のとおり確定したので通知する。

記

1 補助金確定額

(別記様式第 10 号)

年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
精算払請求書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
コンソーシアム等名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金額確定通知のあった畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業について、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱第 14 の規定に基づき下記のとおり請求する。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付確定額
- 3 既受領額 (概算払)
- 4 精算額
- 5 振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 口座種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義

(注) 口座名義にはふりがなを記載すること。

(別記様式第 11 号)

年度埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
コンソーシアム等名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった畜産物輸出
コンソーシアム推進対策事業について、埼玉県畜産物輸出コンソーシアム推進
対策事業補助金交付要綱第 16 の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

- 1 規則第 14 条の補助金の額の確定額
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額 (3 の金額から 2 の金額を減じて得た額)

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を
有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる
資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定す
る特定収入の割合を確認できる資料

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 以下（5）（6）の条項は、補助事業を実施するに当たり、第三者への委託等が発生する場合に必要な応じ記載する-----
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：_____

事業者名：_____

代表者職・氏名：_____